

である。その原因は地方開發、人口増加等に基く自然的分化作用とも見らるゝが主として官吏の名

譽心を満足せしめんが爲めに位階官職を濫授する餘弊である。

## 高句麗五族五部考

文學士 今 西 龍

魏志に記する高句麗の五族に就きて從來考究せ

られたるもの故那珂博士の高句麗考史學雜誌第五篇朝鮮古史考那珂先生

遺書外交及白鳥博士の丸都城及國內城考史學雜誌第二十五篇等

の中に之に論及せるあり。兩博士の所説は共に唐の懷章太子の後漢書註に此五族を以て後の五部に當る者と説けるを是認し白鳥博士は更に研究を進めて魏志に記する五族を以て部族名に非ずとし行

ものにして五族に就きての懷章太子の註は誤謬なるべし、五族は部族にして五部は王都の行政區劃及貴人の部別（組別）なりと推考するに至れり。以下（一）魏志に記する五族（二）漢書註に記する五部に就て略述し、次に（三）五族五部に就て調査せるものを記し（四）推考の結果を説かんとす。

政區劃なりと論じ之を伊夷模が丸都を中心として

國內を五區に分ちたるものなるべしと説かれたり

余は高句麗の古の五族と其後代の五部とは別異の

陳壽三國志魏志東夷傳中に其國狀を記したるものに、

本有五族有涓奴部絶奴部順奴部灌奴部桂婁部  
本涓奴部爲王稍微弱今桂婁部代之。涓奴部本  
國主今雖不爲王適統大人得稱古雛加亦得立宗  
廟祀靈星社稷。

絶奴部世與王婚加古雛之號(古雛の下原本加字  
を脱せるならん)

王之宗族其大加皆稱古雛加諸大加亦自置使者  
阜衣先人名皆達於王如卿大夫之家臣會同坐起  
不得與王家使者阜衣先人同列。

拔奇爲兄而不得立與涓奴加各將下戸三萬余口  
詣康降還住沸流水降胡亦叛伊夷模伊夷模更作  
新國今日所在是也。

伊夷模無子淫灌奴部生子名位宮伊夷模死立以  
爲王今句麗王宮是也。

魏志の此記事は恐くば魚豢の魏略より轉載せる  
ものなるべし。魚豢は魏の京兆の人なり魏略は  
其私撰にして明帝までを記せり然らば右

の記事は第三世紀の半頃に書き上げたものなり  
此書に記せる五族が部族名なることは一點の疑ふ

べきものなし。若し之を以て部族名に非ずして單  
純なる行政區劃名なりと説かんに、は魏志の記事全  
體を否定して虚構なりとなすものなるが故に他に  
正確なる史料を提供して之を證明せざるべから  
ず。

魏志の此記事中に於て最も注意すべきは本有五  
族と記せる本の一字なり。五族の並存せしは此當  
時の事にあらずして其の舊事なること明なり。五  
族の成立は同時にあらざるべし。時代を異にして  
成立し或る時代に於て並立するに至りしなるべし  
而して王の部族の領土の擴張と此民族と周圍の民  
族特に漢民族との鬭争の結果とは漸次に王權の強  
大を來たし中央集權の傾向著大となるに従ひ各部  
族の勢力は漸次に弱く部族の別また薄らぎ第三世  
紀の半頃に於ては部族並立の舊組織が衰頽し中央  
集權に基づく新組織(即ち部別の組織)が生長しつ  
ゝありしものと認め可し。

高句麗が出でたる扶餘は早くより土着し農耕の民族たりしものゝ如し。思うに此民族は所謂東夷の域に於て最も平徹にして五穀に宜しき土地を占

有せしに西には勁強なる匈奴鮮卑の種族あり東には挹婁ありて遊牧狩獵の生活に必要な廣大の土地を獲得すること難く疆域狹少なりしを以て早く

より農耕に従事するに至りしなるべし。如上の扶餘より分出せる高句麗に就きては魏志に「多大山

深谷無原澤隨山谷以爲居食澗水無良田力佃作不足以實口腹其俗節食好治宮室云々」とし又「男女已

嫁娶便稍作送終之衣厚葬金銀財幣盡於送死積石爲封列種松柏」と記せり。斯る風習は僅少の歲月間

に成るものにあらざるを以て高句麗人が早く定住農耕の生活を爲し各部族居住の位置は大體に於て

定まり居りし事疑を容れず。而して各部族を通じて其名稱の下に附せらるゝ奴(那に同じ)の語は何

等か特殊の意義ある語なるべし。魏志に記せる部

の文字は高句麗に包括せらるゝ部族なるが故に附せしものにすぎずして其各部族の名稱には本來無き語なり。

此五族の名稱にして他の史籍に見ゆるものにしては既に那珂博士の研究ありと雖所説に多少の異同なき能はざるを以て次に之を記すべし。

桂婁部の名稱は三國史記に所見なしと雖日本書紀天武天皇紀に見ゆる高麗使節に卦婁毛切あり。

桂と卦とは音に於て少く異なりと雖一が他の少く移訛せる語なることは論なし。但し此高麗は新羅文  
武王が其十年庚午

(天智天皇九年)に高句麗の王族淵淨土の子安勝の來投せしを其國人と共に之を金馬語(金羅道益山)に安置し高句麗王に册し建てし  
めし國にして神文王四年(天武天皇十二年)まで存続せるものなり

十八年の條に「信濃國人外徒六位下卦婁眞老等言己等先高麗人也云々」とあり。舊唐書渤海靺鞨大

祚榮傳に東桂婁の故地を保つとし大祚榮の嫡子は唐より桂婁郡王の爵號を受けたり。曹魏時代の高

句麗王家は桂婁の大加の家として唐初其國の滅じ

せるまで王統の革まりし事なきより考ふる時は桂婁の稱號は高麗に於て其終りまで一美號たりしなるべし。但し渤海大祚榮が東は桂婁の故地を保つとは渤海國人が魏志の記事に據りて文飾せしものにして事實とは没交渉なる語の唐に奉呈せる國書中に載せられたりしを唐の史官が事實とし採録せしに起因すべきか、新唐書が之を挹婁に改めたるは正しといふべし。高句麗末に於ては桂婁と書かずして既に移訛して卦婁と書きしならんに舊唐書に桂婁と書けるは吾人をして益之を疑はしむるものなり。桂婁といふ語は魏志に句麗名城也と解説せる溝瀆の語と音近く又實に句麗といふ語にも近く桂又は卦は古代高句麗王名の初めに多く附せらるゝ解または終には王家の氏として傳へられたる高即ち句麗の語の上に冠して高句麗の國名を成すに至れる高と音近きことは研究を要すべきものにして後章にも尙ほ少しく説くことあるべし。

涓奴部は後漢書梁書に涓奴部に作り。新唐書杜氏通典三國史記等もまた涓奴に作れるは恐くば後漢書に出ずるものか。魏志に涓奴に作れることが少くとも宋以後の誤寫若くは刊誤ならざること冊府元龜外臣部種族に涓奴部に作りて一作涓奴と作れるにて知るべし。但し涓と消と孰れか正しきやは容易に判定し難し。

三國史記に散見する高句麗部族の名稱を調査するに(一)掾那(二)沸流那(三)貫那(四)藻那(五)桓那(六)朱那(七)提那あり。那と奴と通すること既に定説あり。那と奴とは同じきも三國史記には魏志の五族と同一文字を假りて表示せる部名一も所見なし。假字を異にすれども同一のものなるかと思はるゝもの次の如し。

涓那と消那と孰れか正しきか不明なりと雖三國史記に椽那とせるものと涓那とは同一音なり。現代の朝鮮字音にては共に Chyon なれども其俗音

は *yuim* なり。俗音といふもの却て古音なるべし。朱那と消那とは音近し。

灌奴は貫那と同一なる可し。灌貫共に音 *koan* なり。桓那の桓は音 *houn* にして貫の音の移りしに似たれども三國史記太祖王宮八十年の條には兩者を並べて記せり。古くより區別ありしものか尙ほ考ふべきなり。

尙ほ研究を進むれば同一のものを發見すべきかなれども不充分なる今の研究の程度に於ては上記の外に類似若くは同一のものあるを認むること能はず。

高句麗に於て嘗て並存せし部族の救は始終同一ならずして時代によりて増減ありしこと勿論なり魏志に擧ぐる五族は或る一時代に於て著大なりしものなるべく此國に於て興廢せし部族の全數は尙ほ多かりしなるべし。是れ三國史記に五族以外の部族名の見ゆる所以にして其名の全く傳らざるも

の尙ほあるべし。後漢書に建武二十五年樂浪に詣りて内屬せりといふ蚕支落の如きは其首長(大加)載升の下に一萬餘口を有せし一部屬にして他に所見なきものなり。

魏志に本涓奴部王稱微弱今桂婁部代之と記し又絶奴部世興王婚伊夷談無子淫灌奴部生子云とせる記準の考證は別に高句麗王系考と題して起稿すべし

## 二

唐初に當る高句麗末には前記の五族の稱は消失し五部なるもの存在せり。唐の章懷太子の後漢書註に。

按今高句麗五部。一曰内部一名黃部即桂婁部也。二曰北部一名後部即絶奴部也。三曰東部一名左部即順奴部也。四曰南部一名前部即灌奴部也。五曰西部一名右部即消奴部也。

と記せり。章懷太子は唐高宗の子にして此註の成りし儀鳳年間は高句麗滅びて未だ十年を出でず。

高句麗貴族の唐都に生存する者尙ほ少からざりし時代なり。

此五部の稱呼は三國史記杜氏通典新撰姓氏錄日本書紀日本後紀等に高句麗人の官位人名の上に往々冠せられて存在す。三國史記に見ゆる一二の例外を除けば此等の部名は高句麗人の官位人名の上に冠せられ名の上に氏とも稱すべきものを加へし場合に於ても此部名は之を第一に書き次に官位次に氏名に及ぶものなり。三國史記には東部西部南部北部上部下部あり。支那史籍には漢書註より收録せる記事を除きて他に通典新舊唐書に南部北部東部西部あり。日本の史籍には日本紀日本後紀新撰姓氏錄等に東部西部南部前部後部上部下部あり。中部黃部左部右部と書けるもの絶えて所見無し。五部の外に尙ほ部ありしとは思はれず之を高句麗地方の河流の方向より推考するに上部は左部即東部の別名にして下部は右部即西部の別名なる

べし中部黃部の稱呼の史上に表はれざりし理由と思はるゝ所以は後に説く可し。

(一)中、黃(二)東、上、左(三)西、下、右(四)南、前(五)北、後の五部は其の方位を表示する語より成るに由り地方區劃に本づく語ならざるべからず。此の五部は後漢書註に説くが如く舊五部族に連絡ある語なるべきか。疑なき能はざるなり。五族五部に就て尙ほ調査を進めて攻究せんとす。

### 三の上

高句麗の族及部に關する調査は三國史記の記事の調査を主とするの外なし。但し三國史記高句麗記の小獸林王シユリ頃より以前の部分は留記一百卷を刪修せる李文眞の新集五卷若くば新集の系統の古記を資料となせるもの多かるべきを以て其記事は古傳の面影あるものとして尊重すべし。尤も此の部分に於ても支那史籍によりて文を修し又は支那史籍を轉載せる條項少なからずと雖是等は一見して

直に判別し得べし。鮮明太子傳説の如きも慕容燕の時代以後に作られし説話ならざるべからず。諸記事中、族又は部等に就きて記するものにして一々之を事實として採る能はざるものゝ場合に於ても其記事は少くとも族或は部とは如何なるものなりしかは之によりて知る事を得べきを以て此方面の史料として採るべき點なきにあらず 三國史記に見ゆる部族關係の記事次の如し。

(1) 大武神王四年。扶余王從弟中略與萬余人來投王封爲王安置掾那部以其背有絡文賜姓絡氏。

(2) 同王十五年。大臣仇都逸句焚永三人爲沸流部中略資貪鄙中略王遂使南部使者鄒敦素代爲部長

中略賜姓大宰氏

(3) 太祖王宮二十年。造貫那部沛者達賈伐藻那虜其王。

(4) 同二十二年。王遣桓那部沛者薛儒伐朱那虜其王子乙音爲古鄒加。

(5) 同八十年貫那于台彌儒桓那于台菸支留沸流那阜衣陽神等陰謂遂成曰：今王既已老矣而無讓意惟吾子計之。

(6) 次大王(遂成)二年。拜貫那沛者彌儒爲左輔桓那于台菸支留爲右輔加爵爲大主簿沸流那陽神爲中畏大夫加爵爲于台皆王之故舊。

(7) 同二十年。椽那阜衣明臨答夫因民不忍弑王。

(8) 新大王二年。次大王太子鄒安逃竄中略王卽狗山灑婁豆谷二所仍封爲讓國君拜答夫爲國相加爵爲沛者令知內外兵馬兼領梁貊部落。

(9) 故國川王二年。立妃于氏爲王后提那于素之女也。

(10) 同王十二年。九月中畏太夫沛者於留評者左可慮等皆以王后親戚執國權中略國人怨憤王欲誅之左可慮等與四椽中略謀叛。十三年夏四月聚衆攻王都王徵畿內兵馬平之遂下令曰中略令汝四部各舉賢良在下者於是四部共舉東部晏留晏留謂王曰

中略西嶋縁谷左勿村乙巴素中略非是則不可。

(11) 東川王二十年。(魏母丘儉來侵の記事中に  
東部密友、下部劉屋旬、東部人紐由が忠節を盡  
せし事あり)。

(12) 中川王元年。立椽氏爲王后。

(13) 同王四年。王以(小后)貫那夫人投之西海。

(14) 同王七年。國相明臨於漱卒以沸流沛者陰友  
爲國相。

(15) 同王九年。以椽那明臨笏觀尙公主。

(16) 西川王二年。立西部大使者于漱之女爲王后。

(17) 椽上王二年。慕容廆來侵王欲往新城避賊時

新城宰北部小兄高奴子領五百騎迎王中略王喜加  
高奴子爵爲大兄兼賜鶴林爲食邑。

(18) 同王三年以南部大使者倉助利爲國相進爵爲  
大主簿。

(19) 同王五年。國相倉助利對曰北部大兄高奴子  
賢且勇王以高奴子爲新城太守云々

(20) 美川王元年。國相倉助利將廢王先遣北部祖  
弗東部蕭友等物色訪乙弗於山野

(21) 溫達傳。平岡王女年二八欲下嫁於上部高氏  
……高句麗常以春三月三日會獵樂浪之丘至其日  
王出獵群臣及五部兵士皆從……及陽岡王即位。

中略

以上の記事全體の上に於て注意すべきは何那と稱  
する族名は早くより見ゆるも方位を以て表示する  
部名は古くは(2)に見ゆるのみにして故國川王の  
頃に至りてより多く見ゆるに至れる事と此王の頃  
より族名の見ゆるもの少なき事注意すべし。但し  
高句麗に就きては長壽王以前の部分は記録散失せ  
るが故に三國史記は支那中籍を綴拾して記事を成  
せるを以て記事中に部名を記するもの僅に蓋蘇文  
の父を東部(或西部)大人大對盧某とし新舊唐書北部  
靺薩高延壽南部靺薩高惠真通鑑あるのみなり。  
通典には高惠真の上  
に靺薩の記なし

何那とあるものが部族の名稱なることは魏志の記事によりて疑の餘地なけれども上記の記事に就て更に考察を進むべし。

(一)椽那(部)。(一)の記事を見るに新に王に封せし者を既在の椽那部に安置せしが如し。然りと雖是れ椽那部の起原を語るものにあらざるか。後代に至りて此部の阜衣明臨答夫は次大王を擁立して嚙相となりたり。中川王代の國相明臨於漱も恐くは答夫の系統の人なるべく同王の公主に尙せし明臨笏觀にも椽那の部名を冠せり。明臨は椽那部族の人の一家名なりしなるべし。絡と明臨との關係は未詳なり。椽那と涓那若くは奴と音同じき事既に述べたり。

(二)沸流那(部)。修佳江の地方なるべく高句麗始祖王の都せし卒本の所在地なり。此地方が一部を形成し一部族の地となるに至りしことは(5)(6)にて知るべく(14)にも其名見ゆ(2)によれば

三人の部長ありしも鄒勃素に至りて王命により全部の長となりしと傳ふるものなり此人が授けられしと傳ふる大室氏は朱蒙の名臣武骨の仲室氏同じく黙居の少室氏と相並びて其上位にあるべきものなり。部最の語は古語にあらず。此傳説は後代に於て修飾せし形跡あり。

鄒勃素の勃は艸に通じ弗字の音あり。此人名は鄒牟即朱蒙に關係あるものゝ如く卒本の語とも無關係にはあらざるが如し。勃素は朱蒙の父なりと傳ふる天帝の子解慕漱の慕漱の語とも關係あり。高句麗王家の姓の如く移れる解又は高は加又古の字をも假りて表示せらるゝ首長及び大の意味ある語なるべし。渤海の王家は大を氏とせり。鄒勃素の大室氏たりし事注意すべし。(渤海の稱も太古此海の周邊に住せし東夷が光明の海義にて命名せしものを漢民族が襲用せしならんか。荒唐の説なるが

如きも研究を試むる價值なきにはあらざるべし。

王莽の時の高句麗侯都<sup>ミ</sup>沸流の部  
勃素との關係の如きも考察を要す

魏志に拔奇與涓奴加各將下戸三萬餘口降康還住  
沸流水中略 拔奇遂遶往東有子留句麗國今古羅加駁  
位居是也とあり沸流部の拔奇と涓奴部の首長とが  
各の下戸を將ゐて公孫氏に降れるものなり。當時  
涓奴部も沸流部も各一部族をなすものならざるべ  
からず。王兄の拔奇が如何にして此沸流部に長と  
なりしか。王家の故都の地方として王家と特別の  
因縁ありしなるべし。拔奇の子駁位居は恐くば沸  
流部を襲有し王との間に和成りしものか。或は王  
者と雖部長の家を移すこと難くして拔奇を遂うに  
止め其子をして代り立たしめしものか。沸流部の  
如く其形成比較的淺く或る意味に於ては王直轄領  
の一部とも見られざるにあらざる地に於てすら斯  
くの如し之を簡單に王國內の一行政區劃と見做し  
去ること能はざる也。駁位居が有せし古羅加の稱

號は涓奴部絶奴部の首長も有せしものにして新羅  
の王者の稱號たりし居西干と同じ恐くば大千若く  
ば大金干の義なるべし。廣開土王陵碑に王が永樂  
五年乙未に討伐せる事を記せる碑麗は沸流部が完  
全なる部族と成りし後に高句麗より分離して北に  
移りし國にあらざるか。陵碑の此記事に相當する  
ものを三國史記に求むれば王の元年九月に北伐契  
丹虜男女五百口又招諭本國陷沒民一萬而歸とある  
ものなり。尙ほ考ふべし。

沸流は馬韓の諸國名の下部をなす卑離、南韓  
諸地方名に附せらるゝ弗、伐、火、八、發、  
夫里等の語と同じ。百濟王族名としての沸流  
は高麗僧覺訓の高僧傳に引ける耆老記には避  
流に作れり（之を推せば百濟の第十一王比流  
は沸流と同語なり）夫餘王名としては夫婁に  
作り。新羅王名としては弗に、王氏高麗王名  
としては伐に作れり。地名としての沸流、伐

は恐くば原及び城邑の義なるべく王名としての  
 の沸流、伐は赫、光明、の義なり。沸流の地  
 は後に多勿郡と稱せしものゝ如し。三國史記  
 東明王二年の條に松讓以國來降以其地爲多忽  
 郡封松讓爲王麗語謂復舊土爲多勿故以名焉と  
 あり松讓の國が沸流なりしことは前年の條に  
 朱蒙以獵往尋至沸流國其國王松讓とあるにて  
 明なり。松讓或は鄒勃素の語の訛移せるものか  
 或は之を漢風に書き直したるものか勿は物  
 と音同じく mur 又は mor なり模盧、牟盧、  
 牟羅の文字を假りて表示せる語と同じく村  
 里の義なり、多は音を假りし文字にして現代  
 の朝鮮語に於ても副詞にて다시 ( 다시 ) 又は  
 接續詞にて는 (는) は復、再を意味す。三  
 國史記に記せるは多に復舊の義ありて勿に土  
 地(使用の方面よりの地面の義)の義ありとせ  
 るものなり。思うに沸流の地は一たび高句麗  
 より離れて失はれしを回復せしかば多勿と稱

するに至りしを松讓傳説に附會するに至りし  
 ならむか。都は松讓國都の  
 義にて附せし語多は或は達と同じき  
 か。後に就きては卒本は沸流地方にありし高句  
 麗の初期の王居の地なり。卒本の卒は高句麗  
 の王名として知らるゝ、孺留、朱留、獸林、新  
 羅王名として知らるゝ、儒理、百濟王名として  
 知らるゝ、加須利の須利と同語なるべし百濟の  
 地名たる周留(城)就利(山)新羅に於て角千の  
 古名として傳へらるゝ酒多の酒また同語なる  
 べし。本は伐、火等の文字を假りて表示さる  
 ゝ語と同じ。比斯伐又比斯火は日本書紀には  
 比斯燂と書けり。本(ほ)は沸流(ふる)と同語  
 なり。

三國史記に朱蒙が卒本川に至り沸流水上に結  
 盧して居るとなせるを廣開土王碑には於沸流  
 谷忽本西城山上面建都焉と記し。魏收の魏書  
 には紇升骨城に至りて遂に居ると記せり。卒

本川は沸流水の一部の名稱にして卒本の地にあるべし。碑記の忽本が卒本に當ることは明白なり。忽本の忽(朝鮮古音音 ㄷㄹ)近音(ㄷㄹ)は魏志に溝漑者句麗名城也とある溝漑に同じく句麗桂婁の語源また之に同じかるべし。開廣士陵碑に鴨盧と記せるも又此語なるべきか。高句麗に於ては古(ㄷㄹ)加(ㄷㄹ)の音を混じて大の義ありしが如し。句麗に大の意義を冠したるもの即ち高句麗なり。白鳥博士は新羅の爵名たる干が粲または滄に移るより推して忽本と卒本とは同語なりと説かれたり。然りと雖干が粲に移るは他語に附して稱する場合にしてこれには前にある語音にもよるべく又斯く移るも意義通ずる場合ならざるべからず。直に忽本と卒本を同語なりとするは尙ほ考ふべき點あるものゝ如し。忽本と卒本とは別名の同地なることはあるべし。其の同

名なるべきことは之を同一地となすに必ずしも要するものにあらざるなり。

紇升骨城に就ては白鳥博士は周書に紇斗骨城に作るより升と斗と容易に判別する事難しとし升は本の字の草體より誤れるものにして紇升は紇本即ち忽本と同じかるべしと論せられたり。杜氏通典には升に作れり(三國史記地理志に引く通典また升に作る)。佛祖統記卷三十二世界名體志には叔骨に作れり。叔骨に就きては其出典を疑ひ内藤博士の示教を請ひしに博士は叔の略體并にして升字に似るを以て唐宋の書往々叔升を誤ると教えられたり。叔骨が升骨の誤なること明なり。紇升骨に誤りなかるべし。禮記樂記に男女無辨則亂升とあるを鄭玄は註して升成也とせり升の成に代用せらるゝは字音成と同じきことあるを以てなり。成は城なり。紇升骨の升は城の字音な

るか。高句麗人は升字をs音若くばこれに近き音を表示するに用ひ升は所屬の義を表はす且尔波なるか尙ほ考究を要す。孰れにしても紇升骨の紇も骨も忽を假字とせる語と同じ。高句麗の水名蓋斯と紇升とも關係あるべきか紇と骨と別字を使用せるより推すに紇字當時既に沸字と字音同じきに至れるか若し然らば紇升骨は沸流城のことにして卒本と同地をいふなり。

尙ほ桂婁は鮮夫婁の語と同じく高句麗といふ語と語源を同うすべしと思はるゝものあり。以上の所説は言語學に通せざる余輩 説のことゝて嗤笑すべき誤謬多かるべし他日の研究を期して今は思ひ浮ぶまゝに參考までに附記せしものにすぎず。従て本篇の論旨に關係少なきものなり。

(二)藻那。高句麗王が藻那を伐て其王を虜にす

(3)とあるは從來藻那部が桂婁部と少くとも對立せるものなること知るべし。藻那の部族名なること明なり。

(四)朱那。朱那を伐つて其王子乙音を虜にし古鄒加となすとあるは(4)朱那が桂婁と對立せし部族名あること明にして乙音を古鄒加となせしは魏志に涓奴部後漢書註涓奴部に作る本國主今雖不爲王適統大人得稱古鄒加とある例に同じく此の部族の適統の大人に此の尊稱を許せしものなり。

(五)桓那貫那。那珂博士は「貫那ハ卽灌奴、桓那ハ卽涓奴ナルベシ」と説かれたり。貫と桓とは日本字音にては同じけれども朝鮮字音にては貫はJoanにして桓はHoan なり貫那が灌奴なることは當れりと雖桓那を涓奴なるべしとの説は如何にや。先に記せし條を見るべし。

桂婁の稱が卦婁の文字を以て僅に日本史籍に見ゆるの外は内部黃部の語と共に一も所見なきに就

きては那珂博士は「コハ王族高氏トナルガ故ニ部

名ヲ掲ゲザルナリ國史韓史ノ中ニ唯高某ト云ヒテ別ニ部族ノ名ヲ標記セザル人ハ大抵内部ニテ魏志ノ桂婁部ナルベシ」と説かれたり。有力なる明説として傾聽すべきなり。但し高氏の人にして部名を稱する場合少なからず。此事に就きては更に後に説くべし。他の諸部が盡く那の語を附するに桂婁部のみ婁の語を附するは理由あるべし。朝鮮に於てr音は終聲に於て或は音の初頭に於て或は子音の後に於てn音に變するが故に那も羅に通ずる婁の音の移りしものなること明なり。

桂婁に於てのみ婁に残りしは桂の語尾が母音なりしによるか。阿羅が阿那となるによれば桂の場合に於ても婁の那に移ることあるべし。然るに尙ほ移らざりしは先に云へるが如く特別の意義ある語なりしによるべきか考ふべきなり。奴は支那人が外夷の部族名なるを以て輕蔑して那字に代へて用

ひしのみ(那はもとより奴に通ず)。

魏志に記する五族の位置は涓奴部か沸流部と共に公孫康に降りしより推して西部なりしことを知りうるの外明ならず。後漢書註が絶奴部を北部に順奴を東部に灌奴を南部に消奴を西部に當てしは高句麗人の間に何等か其位置に就きて所傳ありたるものなりと假定するも此の四部族の地が桂婁部の地中心として四方に分出せしとは考ふべからざるなり。此場合に於ても大體の方位を傳へしにすぎずと認むべきなり。

魏志に記する五族を部族に非ずして地方行政区劃名なりと解せんには魏志の高句麗傳は幾多の虚構記事を羅列せるものとなりて其列擧する五族の稱呼其のものすら信すること能はざるに至るべきなり。五族が部族名なる事は魏志の記事全體より見て寸毫の疑を容れざるものなり況や三國史記の所傳に於ても之を部族名として解釋するの穩當な

るに於きてをや。高句麗の前期は郡縣制度をどれるものにあらず。若干の部族より成り其部族中に於て血統に於て最も尊く實力に於て最も強かりしもの王として全部族を統括せしなるべし。部族は此國貴族の部族にして貴族は世襲的に土地と之に土着する下戸とを所有し若干の部族に分れ王の統轄の下に自治せしなるべし。而して彼等の或者は王の家人に列して其公卿大夫となりしものもあるべく而して部族の分裂併合あり又興起あり衰亡あり王者によりて新部族の作成せらるゝ事もあるべきを以て部族の數は時代によりて異なるべし。貴族は爵位(姓)名の上に部屬名を冠して之を分ちしなるべく部族は貴族の部族なるが故に其部民即ち下戸の如きは隸屬せしものなり。而して王家の勢力隆盛強大となるに従ひ王家と他の部族との關係は王室と封建諸侯との如き君臣關係に漸次移りしなるべし。

高句麗は夫餘より別出せしものなり。魏志に高句麗を記して東夷舊語以爲夫餘別種言語諸事多與夫餘同其性氣衣服有異」とせり。性氣衣服の異なるは移住の行程中と定着後の環境とによりて生ぜし變化にすぎず。高句麗初期の國狀を知るには扶余の國狀を以て參考となすべし。魏志に夫餘を記して「國有君王皆六畜名官有馬加牛加豬加狗加犬大使大使者使者邑落有豪民名下戸皆爲奴僕諸加別主四出道大者主數千家小者數百家」とし有豪民名と下戸との間に脱字あるが如きも通典亦之に同じ。後漢書は國有君王皆の五字を省き以畜名官有馬加牛加狗加其邑落皆主屬諸加とせり。又曰く「有敵諸加自戰下戸俱擔糧飲食之」とし「舊夫餘俗水旱不調五穀不熟輒歸咎於王或言當易或言當殺又曰く「有軍事亦祭天殖牛觀蹄以占吉凶云々」と。君王の下に皆字あるを以て君王は複數なりと雖同時に數君王の並立するものと解するよりも歴代の君王と解すべきならんか、最も注意すべきは四出道の語なり。王都を中心として四方の道の義

なるべく地方を四道に區別せるものゝ如きを以て之より推して高句麗に於ても彼の五族なるものゝ稱呼は王都及他の四方の區劃なるかの如く考へられしと雖余は熟考調査の上既記の如く解釋するに至れり。四出道とは四方の意味にすぎずして之を四部の行政區劃とは解釋すること能はず。諸貴族(諸加)は地方に大は數千家より小は數百家の下戸を所有せりとの義なるべし。後漢書が其邑落皆主屬諸加と書けるは要を得たり。諸加は幾多の部族を形成せしものなり。夫餘に於ては部落の長たる諸加の勢力強くして王は東明王の子孫として祭天の任を主とせるなる可し。

東明王は解夫婁の漢字譯なるべし。解には大の義の外に太陽の義あるが如し。太陽の現代語 *the* は *the* の *r* に移りたるものならんか。

高句麗の王權は夫餘の如く弱からざりしは勿論にて其國力の強大なりしも之に起因すと雖全國に

統一的の政治を布くまでには容易に到達せざりしなり。第三世紀の半頃は高句麗に於ては部族の組織の頽廢し中央集權の傾向彌著して進みつゝある時代なりしなるべし。而して王權は新領土の獲得と共に益強まれるなるべし。魏志に此時代の狀態を記して「其國中大家不佃作坐食者萬余口下戸遠擔米糧魚鹽供絶之」と記せり。貴族即大加の多くが其部族の地を離れて王庭に出入し王都にありて舊部民たる下戸をして遠く糧食を擔うて供給せしめたりしを見るべし。

### 三の下

東西南北前後左右上下の方位を以て表示する五部は如何なるものなりしか。高句麗の史實は長壽王の頃より以後本國にての所傳を殆ど失し三國史記の記事も此頃より以後は支那史籍の記事を摺拾し編成し其體裁を装ひしまでなるが故に考論の資に一層缺乏すと雖此五部の稱呼が彼の部族名と同

時に存在し、又彼の部族名が漸次僅少となるに従て此部名の漸次に多きに至るは研究上注意すべきものなり。尙ほ三國史記の記事に就きて故國川王十二年十三年の記事(10)を考査するに左可盧が與に謀叛して王を攻めし四椽那とは椽那部中の四部なるべく又王が賢良を擧げしめし四部は王を援けし所謂畿内の四部にして其一に東部あるより推せば東西南北の四部なり。(11)の條の東部人下部人は其行動より考ふるに王の親衛の士官なりしなるべし。南部使者鄒敦素(2)の如きも王の直臣の如く書かれ北部小兄高奴子(17)(19)も王の臣下たりしなり。北部祖弗東部蕭友(20)は共に王子乙弗利の面目を熟知するものならざるべからず王都の人たりしなる可し。

溫達傳は文士が虚構せる短篇小説にすぎず。三國史記が史實として之を列傳に收めしは誤れりと雖嬰陽王を陽岡王に書けるより推せば高句麗末の

人の原作なるべし(但し其結構の一部には後漢書南蠻傳中の長沙武陵蠻の記述の一部に似通へる點あり(この傳は馬琴の) 入大傳の資料たり) 溫達傳は高句麗後期の國狀に通せる者の作なり。此傳中に五部の兵士とあるは京畿五部の兵ならざるべからず。即中東西南北の五部京畿に在りしものなり。

三國史記地理志に古人記錄を引きて故國原王十三年移居平壤東黃城とし城今西京東木覓山中不可知其然否とあり。木覓山は平壤と江を斜に隔て、其東にあり木覓山の宮址黃城を王宮なりといふ傳説より故國原王十三年の語を附するに至りしものなるべし。勝覽によれば一名絳城といふ。絳は東と音同じ。絳城は西城に對する東城なり。平壤東黃城は平壤の東の黃城の意にあらずして平壤の「東黃城」なるべきか。いづれにしても王宮を黃城と稱せしことあり然れども王都平壤を黃城と稱したることなし。

尙ほ高句麗五部に就きて支那史籍に記するもの

檢するに次の如し。

(一) 隋書。官中略 凡十二等復有内評外評五部褥薩人。

(二) 北史。官中略 凡十二等中略復有内評五部褥薩人。

(三) 通典。其國建官有九等中略 又其諸大城置褥薩比都督諸城置處闔近支比刺史亦謂之道使中略

又其國有五部皆貴人之族也一曰内部即後漢時桂奴部也二曰北部即絕奴部也三曰東部即順奴部也

四曰南部即灌奴部也五曰西部即消奴部也。

(五) 舊唐書。其官中略 官總十二級外置州縣六十餘城大城置褥薩一比都督諸城置道使比刺史其下各有僚佐分掌曹事

(六) 新唐書。官凡十二級中略 其州縣六十大城置

褥薩(中略) 舊唐書に同じ 分五部以下後漢書註に同じ。

右隋書と北史とは撰述の年間も同じく貞觀年間にして當時高句麗存在せり。兩書の記事は史料を同うすれども北史には外評の語なし。兩唐書の記事は大體に於て通典に出でたるものと認むべきも多少の異同あり。新唐書は後漢書の五族に關する註を全

部收錄せり。

隋書及北史に見ゆる内評外評の評は郡邑の義にして通典の新羅傳にも其邑在内曰喙評と記せり。

評の文字に就きては狩谷掖齋は古京遺文(妙心寺鐘の條)に考證して古時郡縣用評字又訓己富里並韓國方語と説けり。明説なり。

爾雅に大野曰平とあり。評は音平にして支那

にても平の義に用ふることあり。李氏の初期

には大野には既に評の代りに坪字を用ひ居れ

り。輿地勝覽に咸興府東南皆大野俗謂之成

興坪と記せり當時にありても土人をして大野名を記せしめば或は咸興評と書きし事あるべし。

坪字は官吏の當てはめし文 崔世珍の訓蒙字會には坪

字なるやも許られざる也 崔世珍の訓蒙字會には坪

を訓三三 tu-tu 音珥 p'yang とし大野曰坪通

作平と記せり。(平字音 p'yang 或は p'yon な

り) 朝鮮總督府編朝鮮語辭典に。

坪 (p'oi) 坪 지 산이 (p'oi-t'ok-kun-i) 山坪 (p'oi-

p'ion) の三語を共に廣野とし。

グール氏韓英字典に翌社 (pöl-p'an). Aptane ;  
a prairie. 邑古子利 (pöl-to-ku-ni) Aptaine ;  
a flat piece of country. を記せよ。

翌 (pöl) は古代地名に伐、弗、火等の文學を  
假りて表示せらるゝ語に同じかる可し。初め

此語は平 (pyön) 若くば外 (pat(s)) の語の移訛  
せるものかと思ひしも然らざるべし。思うに

此語は日本語の「ハラ」「ハル」(原)と同一語な  
るべし。果して然らば伐、弗、火等の文字を

假りて表示せらるゝ語も廣野即ち坪の義なる  
可し但し pöl は方、邦の字音 pän と同語な  
るか to-ku-ni (ab-ku-ni) の發未詳 崔世珍の

訓蒙字會には州郡縣邑の四字を悉く工音 (kōi) ;  
(三) と訓し朝鮮語辭典にも此語を州府郡縣の

總稱となせり。現今朝鮮にては地方の最小區  
劃たる小部落に洞字を附して之を音 kōi と稱

するもの多し (但し之を字音にて tong と稱  
するもの、數多し) 里、村の文字を附して

kōi と稱するものを聞かず。朝鮮語に谷を  
kōi としよ。谷字を里名に附する場合には字  
音にて kok, 訓にて si 又は kōi と稱す。洞

は説文其他の字書によるに谷又は谿流の義な  
り日本語に保良と訓むは伐、火の語に似たれ

ども狩谷掖齋の説の如く物を含容する義にて  
其似たるは偶然に止まる可し里名に洞字を附す  
ることは近代に起れ  
るもの、如し丁若鏞は其の皆せる正言 窺非 洞者 空也 洞穴  
者 空穴也 今俗以里爲洞 里中曰洞内 里甲曰洞長 里會曰洞會 無  
據也 云々 里の語に代る洞を kōi と稱するは谷

の語より出でたるものとすれば此語は州郡縣  
邑の kōi の語と無關係なる可し。之を三

國史記地理志に據りて考察するに高句麗にて  
は谷を呑と稱せしが如し。谷、呑、忽の語の

關係に就きては研究を要するものあり但し朝鮮  
地名に呑  
字を下にするものあり  
り 三三 と發音す。

日本に傳はりし評字の訓「己保里」「己富利」が

現代朝鮮語の kōi に同じき事は論なし。此

語が日本に於ては *ho*, *hu* の音を存じ朝鮮に於て *u* 音を殘すを見れば此語は忽 (*kol*) の語より出でたりと解するよりも *ko-pul*, *ko-poi* の語より出でたりと解すべきが如し (日本の *h* 音は朝鮮にては *p* 音とあるは先賢の定説あり)。然らば己保里は大なる伐 (火) の義なり。伐に廣野の義あること既に説けり。評字を大伐の義に用ひて己保里と訓む理由これにて明なり。

忽の語と伐の語との關係は容易に解説すること能はざるものゝ如し。兩語に關係の有無すら明ならず。これには朝鮮語に於ける *k* 音 *h* 音 *p* 音の性質及其各音の關係に就て甚深なる考究を要す。而して吾人は斯る考究の結果を基礎として立論せるものあるを聞かず。 *k* が *h* となりて *kol* が *hol* となり *h* が *p* となり *hol* が *pol* となり忽の語より伐の語出づ

とする説 (或は其逆)。 *kol* の *ko* の次に *pu* の語添はりて *kopul* となる説 (忽より己保里の語に移る説)。 *ko-ri* の *u* 消えて *kol* となる説等種々の説出づべきかなれども孰れも一層甚深なる研究の後にあらざれば成立せざる也 (此事に就きては原博士が余が從來の所説に加へられたる批評と新しき示教とを感謝す)

内評は畿内の州縣にして外評は畿外の州縣なり隋書に内評外評等の語ある高麗の資料を扱ひて執筆するに當り此等の語を充分に理解し居りしか疑ひなき能はざる也。隋書北史の記事が不明瞭なりしが爲に冊府元龜外臣武官號の如きは十二等の官名を列擧せる後に擢薩を附記して凡官十三等とし復有内評外評と註せり。之れ内評外評を官名と解釋しながら其間に疑ひありしを以て註となせしものなり。隋書の記事は、内評と外評と五部とに擢薩人

ありとの義也。通典及兩唐書に高麗及靺鞨兵を率ひて安市城に來援せし高句麗の將名を記して北部褥薩高延壽南部褥薩高惠眞あり但し通典には高惠眞の上に褥薩の二字なし。兩唐書に蓋蘇文の父の官爵を東一作西部大人大對盧とし蘇文其位を嗣ぐことを記し通典に蘇文を東部大人蓋蘇文とす。大人は高句麗の官名に見えざる者なるが故に部内の職なる如し。然りと雖高句麗に於ては百濟新羅と同じく其人の部名を官職の上に冠する例より推せば北部褥薩高延壽は正しくは北部高氏褥薩延壽なり。然り而して通典唐書に記する南部褥薩某北部褥薩某の褥薩の語が某人に屬せずして某部に屬せるものなりと解釋するも褥薩は五部にのみ置かれたる官職に非ざること新唐書及資治通鑑に烏骨城褥薩あるに依りて明白なり。況して次に記する如く通典に大城に褥薩を置くことを記するに於てをや。隋書の記事は内評外評の外に五部に分ちたる王都あることを證す。隋書の

記事は内評外評を以て五部に分つと解釋すべきにあらざるなり。北史の記事は、外評の二字を脱漏せしものと解釋するの外なきなり。通典が總章元年遣司空李勣伐高麗破其都平壤城擒其王高藏並男建等平其國下城百七十、戶六十九萬七千とあるは正し。舊唐書が高麗國分爲五部有城百七十六戶六十九萬七千と記して百七十六城を五部に分てる如く記せるは誤謬にして新唐書が之を凡五部百七十六城戶六十九萬とし五部を百七十六城外のものとして解しうる如く改めしは正を得たりといふべし。隋書の記事は原資料の意義を正確に理解せずして書き下し北史は加ふるに外評の二字の脱漏せるを以て其解釋に苦むと雖原資料の意義は外評と王都五部とに褥薩人ありとの義なるべし。但し人の字を附せしは明ならず。高句麗の官制に就きては通典の記事最も詳にして意義また通せり。通典及兩唐書を參考するとに其州縣六十餘ありて其

大城たるものには都督に比すべき褥薩を置き諸城たるものには刺史に比すべき處閭近支(道使)を置きし也。通典に「其國有五部皆貴人之族也」と記せるは最も重要な記事なり 百濟に郡令城主の語あるは注意すべし尙ほ百濟五部五方考に詳述すべし

高句麗後期の地方制度を考ふるには大城に都督たりしといふ褥薩の官職名の研究必要なり。褥は褥褥の文字をも用ゆれど皆假字なり。褥薩の褥は通典に音内屋反と註せり。朝鮮現代字音は *nok* なれども古音は *nok* なり。薩は假字なり率に音同し。褥は新羅の喙に同じかる可し。喙は喙 (*tok*, *taik*) 涿 (*taik*) 宅 (*taik*) 梁 (音道又は督なり *to*) ( *taik*) 達 (*taik*, *tal*) 等種々の文字を假りて表示せり。但し其間に少しく語音の變移あり。(喙に就きては大正六年度朝鮮古蹟調査報告中の昌寧郡眞興王柘境碑の條に詳述せるも今となりては訂正を要する點少からざるを以て他日別に起稿を期す)。喙は涿、綠

と共に字音彙にありて涿、綠が (*tok*, *nok*) の音なるより推せば *tok*, *rok*, *nok* の音は移るものなるべきを以て褥 (*rok*) と喙 (*taik*)。とは本と同語なる可し。百濟の官に達率あり。十六品中第二品の高官にして統兵の職の最高位にありて其員三十人あり五大城の長官「方領」は此官位にあるもの、職なり。達と喙と同じき事前述の如し。高麗に於ける褥薩は正しく百濟に於ける達率と同じきものなり (梁書に百濟王號所治城曰固麻謂邑曰檐魯如中國之言郡縣也其國有二十二檐魯云々の檐魯は *taik* にして達と同語なるべきか同書 新羅邑在外曰邑勒と記せる勒は落の語のナマリしものと見るよりも *rok*, *nok* の語の假字と見て喙褥と同一語源の語と見るべきが如し)。薩、率は漢魏以來夷狄の君長に與へし率善邑君の官號の率に同じく漢語の率に出でし語なるが朱留儒理の語と同じき方言なるが後考を俟つ。褥の語は地方、地分、部、方等

の義なるべく此の義より轉じて近代朝鮮語に於て東西南北の漢語に附して方向を表示する *nyolk* の語は來れるなり。

景德王代に地名を支那風に改正するに當り今の靈山の地を西火と書きしを尙藥と改めたり尙は西の字音を移したるものなるが當時西火と書きて *Son-yuk* に近き語にて呼び居りしなり。火字を去りて西を西方 *Swit-yuk* の義にて尙藥と書き改めしにはあらずして當時火字を書きて *yuk* と訓み居りし事も時には行はれしより斯く改めしものなるべし。此場合には火字は邑落即ち地方の義に用ひ之を *yuk* と稱せしこともあるを證するものとす。

或は説をなす者あらん。樞は形容詞として用ひらるゝ「四ッ」といふ語 *yoik* に同じ「*yoik*」に近し。樞薩は「四ッ」の薩「即ち内部を除きたる東西南北の四部の薩なり。達率の達は同じく五

ッといふ語 *yoik* に近し五方の率の義なりと。斯る説の採るべからざるは前述の次第によりて明白なり。

高句麗の五部の部は樞 (*yoik*) の譯語なるべしと雖、五の部に區分せしは都城内にして地方は己保里 (評) に區分され其の治所たる大城は樞薩を置き諸城には處閭近支を置きし事推知すべし。百濟も畿内を五部即ち五の達に分ち地方に五方城を置き。達率の官位に居るもの方領の職に當りて方城に長たりしなり。方は邦なり。方向の方に非ず高句麗の樞薩も官にあらずして職なりしなるべし

樞の官は即樞薩なるかとも考へしが然らざるが如し

樞は前記の如く地理的には地方、地分の意義を有すると同時に社會的にも部別、組別の意義あり双方に通じて部と譯すべきものたりしなり。

樞薩は新羅の四方軍主百濟の五方領に當るも其數は尙ほ多かりしなるべし。而して官職を

帶ぶ者必しも實職ありしに非ざるを以て褥薩と號する者の數は大城の數よりも多かりしなるべし彼等は自己の屬する部別の某部を稱し次に官職を稱せしを以誤て五部褥薩人の記事あるに至りしならんが處閩近支の處閩は本字か假字か未詳なり近支は早岐と合語ならんか高句麗の五部は都城内の區分にして且つ貴族の組別なり而して其重きが貴族の別に置かれたるものなること論なし。之を百濟の例に徴するに歸化人の如きは貴族の列に入るも部名は容易に附せられざりしものゝ如し。

高句麗の五部に於ては之を部別の制と見るべく尙ほ古代の部族組織の面影を残せり。王氏高麗に於ても王都内を東西南北中の五部に分ち李氏朝鮮また之に同じかりしも王氏以後は純然たる行政區劃にすぎざる也。

高句麗五部が地方名として史上に見ゆるもの無

し。此五部にして全國內の行政區劃たりしならんには必ずや其意味に於て史上に表るべきに當り絶えて之を見ざるのみならず國の東方を國東例唐開土王三年といひ南方を國南例、安原王五年といふ其の邊を南鄙北鄙と記せる如きは之が全國に互れる行政區劃にあらざる一例證となすべし。周書北史によれば高句麗は平壤國內城漢城を以て三京と稱せり高句麗は五行説を奉信して國土を區劃せるものにあらざるなり王都以外には六十餘城時代によりて數に異同ありを置き大城には褥薩を置き小城には處閩近支を置きて統治せしものにして地方は五部の行政區劃とは全く關係なきものなり。

以上論述せし如く五部は貴族の部別なりしと同時王都内の區分たりしなるべし。

## 五

高句麗の社會は部族の組織より部別の組織に移

變したるものなり。新羅に於ても早く部族の組織は消滅して部別の組織たりしも聖骨眞骨(王族)の間には長く部族時代の面影を残せり。新羅統一時代に於て部別の組織も漸次解體するの傾向ありしが王氏高麗が門地なき地方人によりて建てらるゝや治者は一新して幽玄の傳統を有せず。部別の組織は全然跡を絶ちて世態一變し家族制度となり姓を附して家を表示するに至り後に姓の發達は「本」姓に表示するを姓祖の出生地を生ずるに至れり。而して姓は政治上に於て全く意義なかりしものなるが李氏朝鮮に入りて兩班の階級成立するに及び姓は政治上に多少の意義を有するの傾向を來たし更に兩班が色に別るゝに至り部別の組織に退化せんとするかの如き奇異なる傾向の將に現出せんとするに際し日本に併合して國狀全く一變せしものなり。

高句麗に於て部族の組織が部別の組織に移りしは其部族の一たる桂婁部が他部族を統一し合一せ

しに由るものなり。桂婁部が漸次隆盛に趣くや部内の地を五部に區分し此區分に從て貴人を部別し其官爵人名の上にも其部名を冠して別を表示せしなるべし。王の宗族は内部に屬せるなるべく貴人にあらざれば部名なく下戸の如きは各部人に隸屬せしなるべし。外方には樞薩處閩近支を置きて之を治めしものにして領土の擴張と共に其數は増加せしなるべし。桂婁部の隆盛は王權の強大を來たし部族制の衰退となり中央集權の形勢の進むに從ひ各部族の貴人も王臣に列し五部貴人に編入せらるゝもの多くして舊部屬の名稱は消失するに至りしなる可し。舊家の凋落するもの多かりしに加えて外敵との交戦は新貴人を生ずること多かりしなるべく此の新貴人は五部の孰れかに編入されしなる可し。平壤に奠都するに及びては此の王都内は五部の行政區劃に分たれ此の行政區劃に本づきて貴人の部別編成も更に新しく行はれたるべしと雖

此部別名は所謂「本」に類するものにして之を世襲し住居の移動と共に變更せしものにあらざりしを以て部別名と行政區劃名とは一致せざるに至りしもの甚だ多かるべし。

五部は貴人の部別なるを以て之に入ることを許されざりし大家豪族も多かりしなるべく特に外國より來りし者及其血統の者に至りては容易に之に編入せられざりしなる可し而して之に編入せらるゝことは部別制の完成せるより歲月を経過し各部別貴人との關係複雑となるに従ひ彌困難なりしならん。之を百濟の例に徴するに我國人にして彼に歸化し高官職にありし者も之に編入せられざりし者あり。内部黃部の稱呼の文獻上に見ゆるものなかりしは此部は王者の部別なるによるべし。卦婁の族名が後高句麗人及日本へ歸化人の後孫に見ゆるは五部に編入せられざりし舊卦婁部人の或る階級の者此稱呼を傳へしならんか。尙ほ五部の部別は高句麗人の或者が支那風に倣うて附せし姓に關係なしとす。姓は朝鮮本來の語なし。近年作られし崔南善の新字典に「姓の韓語を姓(성)と記すれど疑はし氏は하지(하지)といふ然れども尊敬の意味にて姓の後に用ふるに此語を附するのみ。姓氏の

氏としてはその即ち姓の字音を訓とす

高句麗の部族組織は既記の如く第三世期の半頃に於ては既に衰頽し平壤奠都の頃に至りては部別の制が完成せるなるべし。部別制の完成は中央集權の完成とも稱すべし。(此時代に入りては舊時に於て部族中にも特殊なる部族の適統大人が最高の榮譽ある爵名たりし古雛加通典には狀古雛加に作れり狀加に作れり但し此書が之を最下の字不明なり。新唐書は古雛大官位に列せるは誤れるものなり)は第四位の官位に當る大夫使者或は大使者に作るが唐の鴻臚卿に比すべき職を採る場合に於ての官名となれり)。

部族自治に代れる地方制度は城主制度なり。既記の如く大城に橐薩を置き諸城に處閭近支を置けり城主は原則としては交代せしものなるべし。行政區劃を己保里と稱し評の文字を用ひ終には漢字の郡字を己保里と訓むに至れるものゝ如し。城主は同時に郡令たりしなり高句麗の部別時代の地方制度は此の意義に於て命名すれば己保里の制度と

稱すべく支那の郡縣制度とは多少の異同あるものなり。

五部の各部の組織に就きては各部に大人ありし事の外明ならざるを遺憾とす。

如上の考説にして誤謬なからんには章懷太子の後漢書註に高句麗の古の五族を以て其當代の五部に配當せしは誤謬なり。然りと雖若し或る時代に於て一定の舊部族の貴人は一定の新部別の内に編入せしが如き事ありしとすれば此の註は此の點に

於て幾分の眞を傳ふるものなり。

本篇に於ては言語に就て説けるもの多し。余は朝鮮語の知識に淺薄にして言語學に於ては全然無知識なり。言語を説くの資格を全く缺くものなり。而も之を説きしは唯參考に供せんが爲めのみ。本論旨の根底となすものに非る也。其の無稽誤謬の故を以て本論旨を棄てられざらん事を望む。

(大正十年五月二十四日)

## 版籍奉還始末の研究(下)

澤田章

### (六) 姫路藩の版籍奉還建議と伊藤博文

薩長土肥四藩の版籍奉還上表の約二ヶ月前即ち

元年十一月頃姫路藩より版籍奉還の建議を朝廷に差出した。この事に就きては種々の説がある。先づこの姫路藩の版籍奉還建議と伊藤博文との關係